

保育料の額（利用者負担額）

保育料は、年齢区分（クラス年齢）と世帯の階層区分などで異なり、0歳児から2歳児クラスで市区町村民税非課税世帯、3歳児から5歳児クラスの保育認定のお子さん、満3歳児から5歳児クラスの教育認定のお子さんは「無償(無料)」で、0歳児から2歳児クラスの保育認定のお子さんは「世帯の階層区分」などにに基づき決定します。

1. 保育料の決定

年齢区分
(クラス年齢)

毎年4月1日時点の年齢（＝クラス年齢）

0歳児から2歳児クラスの 保育認定のお子さん

保育料は、世帯の階層区分で決定しますので、一律ではありません。

※年度途中で3歳の誕生日を迎えて2号認定を受けても、その年度の保育料は無償(無料)にはなりません。

3歳児から5歳児クラスの 保育認定のお子さん

参考

満3歳児から5歳児クラスの 教育認定のお子さん

保育料は、無償（無料）です。

原則として各施設が定める副食費の負担が必要です。

階層区分や保育料の額は、次ページでご確認ください。

次の場合は、保育料が軽減されます。



二次元コードから保育料の試算ができます。

2. 保育料の軽減

① 多子世帯による軽減

階層区分C～D2階層に認定された世帯で、生計を一にするお子さんが2人以上いる場合における第2子の保育料は「半額」に、第3子以降の保育料は「無料」となります。

また、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設又は事業所内保育施設を2人以上のお子さんが同時に利用している世帯は、階層区分にかかわらず、2人目以降の弟妹児の保育料が軽減され「無料」となります。

※同一世帯で次の施設等を利用している小学校就学前の兄弟児がいる場合についても、2人目以降の弟妹児の保育料が軽減の対象になりますので、該当する方で保育料が無料でない場合はご連絡ください。

次の施設等を利用している場合	次の支援を利用している場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園 ● 企業主導型保育施設 ● 学校教育法に定める「特別支援学校の幼稚部」 ● 児童福祉法に定める「児童心理治療施設の通所部」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉法に定める「児童発達支援」 ● 児童福祉法に定める「居宅訪問型児童発達支援」

次ページでご確認ください。

② ひとり親世帯等による軽減

階層区分C～D3階層に認定された世帯で、「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯」及び「その他の世帯で市長が認めた世帯」の保育料は「軽減された金額」となり、お子さんが2人以上いる場合における第2子以降の保育料は「無料」となります。

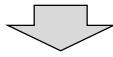
【ひとり親世帯等に該当する世帯】

該当する世帯	ひとり親世帯	在宅障害児(者)のいる世帯	その他の世帯で市長が認めた世帯
説明・内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で現に3歳未満児を扶養しているものの世帯等（母子世帯・父子世帯）	次に掲げる在宅障害児(者)のいる世帯 ● 身体障害者手帳の交付を受けた者 ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ● 療育手帳の交付を受けた者 ● 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者 ※障害者支援施設等に入所又は医療機関等に入院している場合は対象外です。	扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等の特に困窮していると市長が認めた世帯 ※要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

保育料（利用者負担額）の徴収金基準額表

（令和6年10月1日現在）

認定区分	2号・3号認定(保育認定)		1号認定(教育認定)
クラス年齢 (4月1日時点の年齢)	0～2歳児クラス (3歳未満)	3～5歳児クラス (3歳以上)	満3～5歳児クラス —
保育料	世帯の市区町村民税の課税状況 (所得割額の合算額)により決定	無償(無料)	無償(無料)

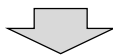


【保育認定「0～2歳児クラス」の保育料】

（保育料月額）

階層区分	各月初日の在籍利用児童の 属する世帯の階層区分	令和7年4月1日時点で3歳未満児			
		同時利用1人目		同時利用 2人目以降	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	
A階層	生活保護世帯 中国残留邦人等支援給付受給世帯	0円	0円	0円	
B階層	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	
C階層	市区町村民税所得割非課税世帯	10,000円	9,800円	0円	
D階層 市区町村民税 所得割額	D1	48,600円未満	15,000円	14,700円	0円
	D2	57,700円未満	22,000円	21,600円	0円
	D3	77,101円未満	26,000円	25,500円	0円
	D4	87,000円未満	27,500円	27,000円	0円
	D5	97,000円未満	29,000円	28,500円	0円
	D6	115,000円未満	30,000円	29,400円	0円
	D7	133,000円未満	37,000円	36,300円	0円
	D8	169,000円未満	43,500円	42,700円	0円
	D9	211,201円未満	47,000円	46,200円	0円
	D10	301,000円未満	54,000円	53,000円	0円
	D11	397,000円未満	56,000円	55,000円	0円
	D12	397,000円以上	57,000円	56,000円	0円

※児童福祉法の規定により里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)に委託されている児童の保育料は、無料です。



【保育料の軽減】

（保育料月額）

年齢区分	令和7年4月1日時点で3歳未満児					
	多子世帯の保育料の軽減			ひとり親世帯等の保育料の軽減		
上のお子さんの人数	1人		2人以上	0人(いない)	1人以上	
保育必要量	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・保育短時間			
階層 区分	C	5,000円	4,900円	無料	4,000円	無料
	D1	7,500円	7,300円	無料	5,300円	無料
	D2	11,000円	10,800円	無料	7,800円	無料
	D3	(軽減なし)	(軽減なし)	(軽減なし)	9,000円	無料

※上のお子さんが、認可保育所、認定こども園等を同時に利用している場合の保育料は、無料です。